平成２８年（フ）第１２９７号
埼玉県上尾市大字瓦葺1484番地３
債務者　西村　　允
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１９号
さいたま市見沼区春野４丁目34番地66
債務者　樋口　久彌
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２０号
さいたま市見沼区春野４丁目34番地66
債務者　樋口　永子
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４７号
埼玉県戸田市笹目２丁目18番地の５
債務者　三浦　善一
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
静岡県裾野市二ツ屋127番地の１　サンライフ菅沼101、前住所静岡県裾野市稲荷154番地ハイツサンフラワー107
債務者　菊池　美緒（旧姓小住）
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９０５号
京都市下京区梅小路石橋町46番地７
債務者　長　　要秋
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７３号
京都市伏見区醍醐御園尾町35番地４　御園ハイツ　303号
債務者　髙橋　昭一
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８６号
京都市伏見区醍醐御園尾町35番地４　御園ハイツ　303号
債務者　髙橋よし子
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２７号
京都市伏見区深草勧進橋町50番地の32
債務者　**西池**　　勝
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２８号
京都市伏見区深草勧進橋町50番地の32
債務者　**西池**スミ子
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８０８号
堺市北区黒土町14番地４　メゾンサイプレスⅡ－403号
債務者　越川　　実
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２８号
堺市北区北花田町２丁175番地　レオパレスプレノートⅢ306号
債務者　田口　智美
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４２号
堺市堺区出島町５丁２番20－303号
債務者　山塚あゆみ
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４７２号
北九州市八幡東区日の出１丁目２番14号（101）
債務者　石丸　淳一
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６３１号
北九州市小倉北区片野１丁目11番20号（アミティエ片野302）
債務者　藤村　六生
１　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６４２号
北九州市小倉北区浅野３丁目５番７－905号
債務者　岩政こず恵
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１４号
沖縄県島尻郡八重瀬町字後原466番地３　シャトー　Ｓ・Ｋ　401号
債務者　中村のぞみ（旧姓照屋）
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部